

鎌倉市条例第 18 号

鎌倉市無電柱化条例

(目的)

第 1 条 この条例は、電線類を地下に埋設することにより無電柱化を図り、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線類 電気事業法（昭和39年法律第170号）第 2 条第 1 項第18号に規定する電気工作物のうち配電のために設置する電線路及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための線路並びにこれらを支持し、又は保蔵する工作物をいう。
- (2) 内線 道路以外の土地にある電気事業法第 2 条第 1 項第17号に規定する電気事業者又は電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者以外の者が所有する電線類で、電気使用場所相互間又は電気通信事業法第 2 条第 2 号に規定する電気通信設備のうち電気通信を行うための機械若しくは器具相互間のものをいう。
- (3) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。

(無電柱化路線等における義務)

第 3 条 別図に掲げる路線又は区域内に電線類を敷設する場合は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するための管路その他の規則で定める設備を整備しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 工事等により電線類を一時的に使用する場合
 - (2) その他市長がやむを得ないと認める場合
- 2 前項本文の場合において、電線類の敷設を要請しようとする者は、電線類を敷設する者に対し、費用（電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために必要な費用のうち規則で定める費用に限る。）を負担しなければならない。
- 3 別図に掲げる区域（以下「無電柱化区域」という。）内に自ら内線を敷設しようとする者は、電柱を設置することなく、内線を地下に埋設することにより敷設しなければならない。ただし、第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 4 第1項及び前項の規定は、電柱を設置することなく、電線類を地下に埋設することにより敷設するために最低限必要となる電線類については、適用しない。

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第4条 市長は、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全のために無電柱化が特に必要であると認められる道路（市が管理するものに限る。）について、道路法第37条第1項の規定による当該道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(勧告)

第5条 市長は、第3条第1項、第2項若しくは第3項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第6条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(周知等)

第7条 市は、無電柱化の重要性に関する市民等の理解と関心を深めるよう、周知に努めるものとする。

- 2 市は、無電柱化されている市内の道路（市が管理するものを除く。）について、当該道路の管理者に対し無電柱化が維持されるよう協力を求めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 次の各号のいずれかに該当する電線類の敷設については、第3条の規定は、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に鎌倉市開発事業における手続き及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号。以下「開発事業条例」という。）第13

条に規定する事前相談を行っている開発事業（同条例第2条第2項第2号に規定する開発事業をいう。以下同じ。）に係る電線類の敷設

- (2) 施行日前に開発事業条例第15条に規定する事前相談報告書が提出された開発事業に係る電線類の敷設
- (3) この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項の規定による検査済証の交付がなされていない建築物（施行日前に同法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証の交付又は同法第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画に係るものに限る。）の建築に係る電線類の敷設
- (4) 施行日前に無電柱化区域内において設置されている電線類の更新又は移設に係る電線類の敷設

別図（第3条）

（路線）



（路線）



(区域) 深沢地域整備事業区域 (県道304号を除く。)

